

我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増しているのは事実だ。大規模兵器が世界に拡散し、軍事技術は高度化、国際テロ事件も多発している。その中で我が国の平和と安全をどう守るかという「備え」の議論をしなければならぬ。国際社会で起こるさまざまなことに我が国が無関心であってはいけない。人道復興支援など自衛隊の力を活用した「日本らしい貢献」の役割がある。そのために現行法で不十分なところを補うという観点から安全保障法制の見直し作業を行っている。

昨年7月、自衛権行使のための「新3要件」を閣議決定した。憲法は自衛の措置がどこまで認められるかについて必ずしも明らかにしていない。その「限界」を明らかにした閣議決定だ。自国防衛、専守防衛という憲法9条の理念や考え方は堅持されている。今回整備する関連法案でも「武力行使との一体化」の禁止など従来の政府の考え方は踏襲される。9条に適合する形で法整備するのが大前提だ。

与党協議で私は自衛隊を海外派遣する際の三つの基本原則を提唱した。一つは「国際法上の正当性」。実力組織を海外に出す以上、正当性の根拠が求められるのは当然の話だ。二つ目は「国民の理解と民主的統制」で、政府の説明責任と

## 北側 一雄

公明党副代表



きたがわ・かずお

1953年生まれ。弁護士。衆院当選8回。国土交通相、党政調会長、幹事長などを歴任。安全保障法制整備に関する与党協議会座長代理。

# 「新3要件」9条の理念堅持

ともに国会の関与が非常に大事になると指摘した。三つ目が「自衛隊員の安全確保」だ。これまで以上に自衛隊の活動範囲が拡大することは間違いない。より具体的な安全確保の仕組みを法制の中に盛り込む必要があると主張した。

この「3原則」は新たな安保法制を貫くものとして、自民、公明両党で合意した文書「安全保障法制整備の具体的な方向性について」の総論にも盛り込まれた。具体的な法案に自衛隊の活動の目的、要件、手続きが規定されるなかで、3原則がどう書き込まれるかをチェックしていくことになる。

朝鮮半島有事などで米軍を後方支援する周辺事態法は改正し、「周辺事態」という概念をやめ、「我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態」の法律とする。これとは別に、他国軍隊を後方支援するための新しい法律（恒久法）を整備する。この二つの法律の違いが明確でないという声がある。前者は「我が国の平和と安全」に関わる活動、後者は「国際社会の平和と安全」のための法律となる。目的が違つたため、派遣の要件などが異なってくる。

中東・ホルムズ海峡に敷設された機雷を戦時下に自衛隊が掃海することが可能になるかについて自公間に意見の相違があると指摘されたが、「新3要件に該当すればできるし、該当しなければできない」ということだ。該当するケースはそんなにないと考えている。

与党協議を「密室」と批判する人がいた。できる限り国民への情報提供を行ったし、今後もしっかり情報開示していく。法案提出後は与野党の論議になる。野党の意見も聞き、場合によっては法制に反映させる姿勢を進めていくべきだ。法案に書かれない方針については政府見解を出すよう求める場面も出てくるだろう。国会論戦を通じ、国民の理解を深めていきたい。【聞き手・高本耕太、写真も】